

# 多通貨クレジットカード決済サービス利用規約

## (適用範囲)

第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、多通貨クレジットカード決済サービス（以下「本多通貨決済サービス」という）に係る PG マルチペイメントサービスに関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「PG マルチペイメントサービス利用規約」（以下「利用規約」という）第1章及び第2章の定めによる。本規約の定めと利用規約第1章及び第2章の定めが矛盾抵触する場合には、本規約、利用規約第2章、第1章の順に適用される。

## (用語の定義)

第2条 本規約における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

- |                |  |
|----------------|--|
| (1) DCC        | 株式会社 JTB(DCC に関する業務を受託している JTB のグループ会社を含み、以下「JTB」と総称する)が「Dynamic Currency Conversion」の名称で提供する支払通貨選択方式を用いた日本円以外でのクレジットカード決済サービスを指す。詳細は、JTB が定める「JTB 多通貨カード決済加盟店規約」の定めるところによる。 |
| (2) DCC 加盟店契約等 | 本加盟店契約のうち、甲と JTB との間で締結された「JTB 多通貨カード決済加盟店規約」を内容とする加盟店契約及びこれに付帯し又は関連する規約、規則、合意書、覚書等の総称   |
| (3) 多通貨決済事業者   | DCC 提供者である JTB を指す。  |
| (4) 本多通貨決済サービス | PG が提供する DCC による外貨代金額の決済の支援を目的としたデータ処理等を実施するサービスであって、本規約が定めるもの   |
| (5) 売上債権       | 甲の買主に対する信用販売に基づく代金請求権（なお、単位は信用販売時に買主に提示した通貨の種類とする）   |
| (6) 外貨代金額      | DCC による信用販売を行う通貨での甲の信用販売の商品、サービス等の販売価格   |
| (7) 決済レート      | 外貨代金額を円建ての代金額に換算するために使用する換算レート   |
| (8) 売上元金       | 外貨代金額を決済レートにしたがって円建てに換算した後の甲の信用販売の商品、サービス等の販売価格  |

## (本多通貨決済サービスに関する本サービスの内容)

第3条 本多通貨決済サービスの内容は、利用規約第2章第1節に定めるもののほか、以下の各号の内容のサービスが追加される。

- (1) 外貨額照会処理  
データ処理時点における決済レート換算済みの外貨代金額を提供すること
- (2) 決済レート一括照会処理  
支払対象となる全通貨のデータ処理時点における決済レートを一括で提供すること

## (本多通貨決済サービスに関する本サービスの利用)

第4条 甲が本多通貨決済サービスに関する本サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書等を PG に提出した後、本多通貨決済サービスを利用可能な店舗として甲が登録された旨の通知及び本多通貨決済サービスの提供開始日の通知の双方を PG から受けた場合、本規約は本利用契約の内容に含まれ、本多通貨決済サービスが本サービスに追加される。甲は、通知を受けた当該提供開始日以降、本多通貨決済サービスを利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができるものとする。

2. 甲は、本特則に基づく本多通貨決済サービスを利用するにあたり、甲が商取引を行う際に基準とする通貨と、換算を希望する外貨を多通貨決済事業者提示するものとする。なお、甲が商取引を行う際に基準とする通貨の変更を行うことはできない。
3. 本特則に基づく本多通貨決済サービスにおいて利用する決済レートは、一日一回、多通貨決済事業者所定の方法により算出された決済レートに、予め甲と多通貨決済事業者が合意した為替手数料率を加味したレートとする。但し、事

由の如何を問わず決済レートの算出ができなかった場合、前日時点の決済レートが適用されるものとする。

#### (本多通貨決済サービスの利用の対価)

第5条 甲は、本多通貨決済サービスの利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等及びこれらに対する消費税等相当額を PG に支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

#### (認証支援サービスの自動適用)

第6条 甲は、本多通貨決済サービスに関する本サービスを利用することにより、利用規約第2章第3節「認証支援サービスに関する特則」に定める各条項の適用を受けることにあらかじめ承諾し、異議を述べない。

#### (免責に関する特則)

第7条 DCC に必要な機器の故障、停電その他のやむを得ない事由により本多通貨決済サービスに関する本サービスに係る信用販売ができない場合、甲は、甲の裁量により現金その他の方法により買主と代金等の決済を行うものとする。この場合、PG は、専ら PG の責めに帰すべき事由による場合を除き、甲に対して一切の責任を負わない。

2. PG は、本規約及び利用規約に基づき免責される場合の他、以下の各号の事由に関しては、法律構成の如何にかかわらず、一切責任を負わない。

(1) DCC 加盟店契約等に基づく DCC の提供の停止

(2) 多通貨決済事業者のシステム障害若しくは通信の輻輳、途絶等の障害又はそれに起因する DCC の停止又は不具合

(3) DCC 加盟店契約等に基づく又は多通貨決済事業者の事業方針変更に伴う DCC の内容変更若しくは廃止又は多通貨決済事業者のシステムの機能変更若しくは運用廃止

3. 甲は、DCC による信用販売が行われた時点の決済レートと、多通貨決済事業者に対する売上債権の譲渡および売上債権の譲渡の解除又は取消が発生した時点との決済レートに差が生じうることを認識し、かつ、決済レートの差によって、差額分の損失が甲に生じることを認識し、いずれの点についても承諾するものとする。この場合、甲に損失が生じた場合であっても、甲は多通貨決済事業者及び PG に対して損失分の補填、補償賠償その他請求原因及び法的名称の如何を問わず、一切の金銭的請求を行わない。

#### (事後効)

第8条 本利用契約が事由の如何を問わず終了した後においても、第7条及び本条はなお無期限に有効とする。

### 《本多通貨決済サービスにおいて代表加盟サービスを利用する場合における特則》

#### (適用範囲)

第9条 本特則の規定は、利用規約第2章第2節の規定に付加し、PG が甲の代理人として DCC 加盟店契約等の締結申込を行うこと並びにかかる方法によって締結された DCC 加盟店契約等に基づく本多通貨決済サービスに係る甲の信用販売に関してのみ適用される。本特則に定めのない事項については本規約、利用規約第1章及び第2章の定めによるものとし、本特則の定めと本規約の定めとが矛盾抵触する場合には本特則の定めによる。

#### (代表加盟サービスの内容等)

第10条 本多通貨決済サービスにおける代表加盟サービスに関する本サービスの内容は、第2章第2節に定めるとおりとする。

#### (代表加盟サービスの利用)

第11条 本多通貨決済サービスにおける代表加盟サービスに関する本サービスの利用は、第2章第2節に定めるとおりとする。

**(代表加盟サービスの利用の対価)**

第12条 甲は、本多通貨決済サービスにおける代表加盟サービスに関する本サービス利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等並びにこれらに対する消費税等相当額を PG に支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

以上